

伊賀市城下町周辺観光施設
民間活力導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

2023（令和5）年7月

史跡上野城跡及び伊賀上野城下町における歴史的資源
を活用した観光まちづくり推進協議会
（MIRAIGAプロジェクト）

1 業務概要

(1) 目的

伊賀上野城周辺の市有観光施設を民間資金等の活用により管理・運営することを目的とした官民連携事業の導入可能性を調査する。

(2) 名称

伊賀市城下町周辺観光施設民間活力導入可能性調査業務

(3) 履行場所

伊賀市 上野丸之内他 地内

(4) 業務内容

別紙「伊賀市城下町周辺観光施設民間活力導入可能性調査業務特記仕様書(案)」のとおり

(5) 履行期間

契約締結日から2024（令和6）年1月12日まで

(6) 参考図書

観光庁「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業」

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

伊賀市中心市街地活性化基本計画

伊賀市シティプロモーション指針

伊賀市観光振興ビジョン

※各ホームページにて公開

2 業者選定方式

公募型プロポーサル方式

3 提案限度額

委託料の上限は、7,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 参加資格

公告日現在、次に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 公共施設民間活力導入可能性調査等のPPP/PFIに関連する調査及びプロジェクト支援業務の受注実績を有する者であること。（現在契約中の業務を含む）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、役員等が暴力団員でないこと、及び暴力団員が経営に事実上参加していないこと。

5 応募方法

本件への参加を希望する事業者は、次のとおり参加資格確認申請書等を提出するものとする。

(1) 受付期間 2023（令和5）年7月18日（火）から2023（令和5）年8月4日（金）まで

※午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所 一般社団法人 伊賀上野観光協会
三重県伊賀市上野丸之内122-4

(3) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は受付期限までに必着）

(4) 提出部数 原本1部

(5) 提出書類 ① プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）

② 履行実績書（様式第2号）

※業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績（現在契約中の業務については契約を締結したことを証する書類（写）を添付すること。

③ 応募者概要書

(6) 仕様書等の閲覧

2023（令和5）年7月18日（火）から2023（令和5）年8月4日（金）まで

伊賀上野DMOホームページ

(<https://www.iga-guide.com/corporation.html>) に掲載する。ただし、本協議会が観光庁及び歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業事務局に提出中の事業計画書等は、7（2）企画提案書等の提出場所にて閲覧、または15 担当部署にメールにて請求すること。

6 参加資格の確認

(1) 参加者の決定

「5 応募方法（5）提出書類」の内容について確認し、参加資格の有無についてプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第3号）にて事業者に通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間 2023（令和5）年7月18日（火）から2023（令和5）年8月4日（金）まで

※午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 一般社団法人 伊賀上野観光協会

三重県伊賀市上野丸之内122-4

(3) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は受付期限までに必着）

- (4) 提出書類 ① 企画提案書（かがみ）
② 提案見積書（積算内訳書含む）

※提出様式については、別添「伊賀市城下町周辺観光施設民間活力導入可能性調査業務 公募型プロポーザル 様式集」を参照すること

8 留意事項

(1) 参加申込書等及び企画提案書等の提出期限後における注意事項

- ① 書類の追加、修正及び再提出には原則応じない。
- ② 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却はしない。
- ③ 辞退する場合は「企画提案応募辞退届」を提出すること。
- ④ 発注者が必要であると判断した場合は、提案内容等について、個別に聞き取りを行う場合がある。
- ⑤ 提出された参加申込書等については、発注者が提示した資格条件を満たしているかを確認するものであり、その細部まで法令等に基づく承認を行うものではない。

また、事業の実施に当たって許認可等が必要な場合は、応募者自ら関係機関から許認可を得る必要があり、発注者はこれらの補償は行わない。

(2) 費用負担

応募者が資格確認書及び企画提案書等の作製に要した費用は、すべて提案者側の負担とする。

(3) 参加申込書等又は企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 「3 予算限度額」を超える見積金額で積算されているもの
- ⑥ 企画提案書（副本）の記載内容において、提案者名が安易に推測できるもの

9 提案を特定するための評価基準

分野 (配分)	番号	大項目	番号	小項目
理解 (20)	1	事業への理解度	①	観光庁「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業」について
			②	本協議会の申請事業「不易流行と旅・住包摂の観光まちづくり事業」について
業務項目 (40)	2	業務1：対象施設に関する前提条件整理	①	実施方針
			②	妥当性・実現性・具体性
	3	業務2：事業スキームの設計及び構築検討	①	実施方針
			②	妥当性・実現性・具体性
	4	業務3：事業者ヒアリング及び参画意欲分析	①	実施方針
			②	妥当性・実現性・具体性
	5	業務4：事業推進に関する課題整理	①	実施方針
			②	妥当性・実現性・具体性
取組体制・ 遂行能力 (25)	6	取組体制	①	人員体制及び発注者との協議方針
			②	業務従事者の経験・実績
加点 (5)	7	追加提案事項	①	本市にとって有益となる追加提案（今年度の追加業務や次年度以降の展開性）
工程 (10)	8	実施計画（スケジュール）	①	工期内に業務を終える妥当性・実現性・具体性

10 最優秀提案者等の特定

(1) 審査委員会は、「伊賀市城下町周辺観光施設民間活力導入可能性調査業務公募型プロポーザル評価基準書（非公開）」に基づき、採点された総合評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者として特定し、各提案者に対しプロポーザル提案書評価結果通知書（様式第4号）にてその旨を通知する。なお、点数の同じ者が2者以上あるときは、提案見積金額の低い提案者を最優秀者又は次点者として特定する。

1.1 実施スケジュール（予定）

公告、実施要領等の公表	令和5年7月18日（火）
参加資格確認書等提出期間	令和5年7月18日（火）から令和5年8月4日（金）まで
質問票提出期間（メール限定）	令和5年7月18日（火）から令和5年7月28日（金）まで
企画提案書等提出期間	令和5年7月18日（火）から令和5年8月4日（金）まで
質問への回答（メール限定）	令和5年7月18日（火）から令和5年8月2日（水）まで随時
書類審査	令和5年8月上旬
審査結果通知	令和5年8月上旬
契約締結	令和5年8月中旬

※日程については、変更する場合がある。

1.2 失格

提案者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合又は満たすことができなくなった場合
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、審査委員会委員若しくは関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (3) 契約締結できない、又は締結の意思が認められないもの

1.3 契約手続

(1) 業務仕様書の作成

最優秀提案者として特定された旨の通知を受けた者は、速やかに業務仕様書について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

(2) 契約の方法

業務仕様書が作成されたのち、最優秀提案者と随意契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とし契約を締結する。

1.4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単価：日本語及び日本円
- (2) 本プロポーザルは、業務施行適格者を選定するものであることから、具体的な業務の実施に当たっては、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施するものとする。

1.5 担当部署

〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内122-4

一般社団法人伊賀上野観光協会 企画課
〒518-8501 三重県伊賀市四十九町3184
伊賀市役所産業振興部観光戦略課

メール igakankodmo@gmail.com (資料請求及び質問提出)